

審議会等会議の公開に関する指針

1 趣旨

この指針は、鹿屋市情報公開条例（平成 18 年鹿屋市条例第 16 号）第 23 条の規定に基づき、審議会等の会議を公開することにより、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、審議会等の会議に共通する必要な事項を定めるものである。

2 対象とする審議会等

この指針の対象は、法律、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務若しくは事業について審査、諮問又は調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 公開の基準

審議会等の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）鹿屋市情報公開条例第 7 条その他の法令等に規定する不開示情報を含む案件について、審査、諮問又は調査等を行うとき。
- （2）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

審議会等は、「3 公開の基準」に基づき、会議の公開、一部公開又は非公開を決定する。なお、会議を非公開又は一部公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、審議会等の長は、会場の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

6 会議開催の公表

公開する会議（一部公開を含む。）の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、会議の結果等に関する資料を作成し、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

8 その他

この指針に定めるもののほか、運用に当たって必要な事項は、審議会等が別に定める。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。